

法人の種類	例 示	収益事業の有無	市内に事務所等を有する		市内に寮等のみを有する	
			均等割	法人税割	均等割	
公共法人(法人税法別表第1)	地方税法第296条第1項第1号に該当する法人	地方公共団体		-	-	-
	上記以外の公共法人			課税 1	-	課税 1
公益法人等(法人税法別表第2)	地方税法第296条第1項第2号に該当する法人	社会福祉法人	無	-	-	-
		宗教法人 学校法人	有	課税 2	課税 2	-
	上記以外の公益法人等	特定非営利活動法人	無	課税 1	-	課税 1
		団地管理組合法人	有	課税	課税 2	課税
人格のない社団・財団で 代表者・管理人の定めのあるもの	同業者団体	無	課税 1	-	課税 1	
		有	課税	課税 2	課税	
普通法人 協同組合等(法人税法別表3)	農業協同組合 株式会社 医療法人 中間法人 (中間法人については 1)			課税	課税	課税

- 1 均等割の適用税率は最低税率になります。
また収益事業を行わない法人等について、減免となる場合があります
- 2 収益事業を行う事務所、事業所のある市町村においてのみ課税されます

?寮等とは?

従業員等の居住用施設(独身寮等)ではなくて、従業員の宿泊、慰安、娯楽等のために設けている、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これに類する施設